

建交労大阪府本部情報

大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館 電話4800-7115 FAX 4800-8136 2016年9月23日 号外

安倍政権に屈服した不当判決に抗議し、 沖縄県民と共同して米軍基地建設を断固阻止する決議

- 1、福岡高裁那覇支部は（多見谷寿郎裁判長）は9月16日、翁長沖縄県知事と8割の沖縄県民、さらには多くの国民が反対している沖縄県名護市辺野古での「米軍基地建設」をめぐる訴訟において、「国の是正指示に従わないのは違法ある」と判断し、国の主張を追認する不当判決をおこなった。私たちは、福岡高裁那覇支部が下した不当判決に、断固抗議するとともに、翁長知事や沖縄県民と力を合わせ、米軍基地撤去、辺野古の新基地建設阻止にむけ奮闘するものである。
- 2、そもそも普天間基地をはじめとする米軍基地は、沖縄を占領したアメリカ軍が、銃剣とブルドーザーで強制的に、住民の土地を収用したものであり、無条件撤去以外にはあり得ない。だからこの間、沖縄で行われた衆院選挙や参院選挙、知事選挙、県議会議員選挙、さらには名護市長選挙において基地建設阻止をめざすオール沖縄の候補者が勝利してきたのである。
ところが安倍自公政権は、沖縄県民の民意を無視し、「普天間基地の危険性を除去するためには、辺野古への基地移転が必要不可欠であり、唯一の解決方法である」として、圧倒的な住民の反対の声に背いて、辺野古への基地建設を強引にすすめてきたのである。
しかも重大なことは、辺野古に建設しようとしている米軍基地が、その規模や内容において、普天間基地を超えるものであり、かつ、基地の耐久年数が250年以上にもなるなど、基地の縮小どころか基地の拡大強化の以外なにもものでもない。
- 3、福岡高裁那覇支部は、こうした事実関係に目をつぶり「国防、外交上の事項は、国の本来的任務であり、国の判断に不合理な点が無いかぎり尊重されるべきである」とし、「普天間飛行場の危険性を除去するためには、不利益（環境破壊）や沖縄の民意（新基地反対）を考慮しても、公用水面埋立法の要件を欠くとは認めるに至らない」と述べ、安倍自公政権の政策に、全面的に屈服するとともに、地方自治や民主主義を前面否定する不当な判断をおこなったものである。
いま、安倍自公政権は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、海外で武力行使を可能とする憲法違反の「戦争法」を強行するとともに、憲法9条の明文改憲を画策しようとしている。一方、「戦争法」廃止・立憲主義の回復をめざす市民と野党が、戦後初めて参院選挙において「統一候補」を擁立し、32の1人区のうち11選挙区で勝利するなど、日本社会の新たな歴史をきりひらく、統一戦線運動の前進をつくりだしてきた。
- 4、私たちは、福岡高裁那覇支部が下した不当判決に抗議するとともに、最高裁での勝利判決をかちとるため、辺野古への米軍基地建設阻止をかかげる沖縄県民の民意を支持し、翁長知事やオール沖縄の人々と共同して共にたたかうことを決意するものである。

以上

2016年9月22日

全日本建設交運一般労働組合
大阪府本部第2回執行委員会